

## J・S・ミルの政府職務論

森 七 郎

### 一 政府の必要的職務論の内容と意義

一八二五年以降、ほぼ十年を周期とする資本主義的恐慌の発生に伴う失業や労働者階級の窮乏化から、産業資本家階級対労働者階級の対立が発生した一八四〇年代のイギリスにおいては、産業資本の政府に対する要求も変化せざるをえなかった。いいかえれば資本の本源的蓄積段階において、アダム・スミスによって代表された楽観的な自由放任主義は、激化しつつある労資の階級対立の前には次第に無力となっていた。そこでこれに代わって階級対立を緩和する政府の機能とこれを裏付ける社会改良主義理論が、産業資本家階級の側から新しく要求された。J・S・ミルの政府職務論 $\parallel$ 経済政策論は、こうしたイギリスの産業資本家階級の要求に答えるためのものであった。したがってミルの政府職務論 $\parallel$ 経済政策論の結論は、当然「自由放任主義の根柢と限界」〔経済学原理〕第五篇(第十一章)という点におかれることになった。しかしこれは何もミルの独創ではなく、ジェレミー・ベンサムか

らミルが受け継いだものであった。ミルは十四才の時、フランスに旅行し、ベンサムの弟サー・サムエル・ベンサム將軍の許に約一カ年滞在していたほどであるが（この時ミルはジャン・バチスト・セイやサン・シモンとも相会している）、フランスより帰国後、デューモンの『立法論』(Traité de Législation civile et pénale, edited by Dumont, 1802)を通じて、ベンサムに傾倒したという。「この書物に接したことは、私の生涯に一時期を劃したものであって、私の思想發展史に於ける一回転期となったのである。」とミル自身も回想しているが、さらに「デューモンの『立法論』を終へて後も私は、ベンサム自ら書いたもの、或はデューモンの編述したもので、当時出版された著作の中の重要なものを時々読んでゐた。」<sup>2)</sup>という。さて、「ベンサムのJ・S・ミルにたいする影響が明らかの場合に、とくに経済学にとって重要な一つの問題がある。それは、自由放任主義、あるいは政府の経済的役割についての問題である。」<sup>3)</sup>という。そして「ベンサムは、経済分野における政府の積極的活動に反対する一般的法則にたいして、三つの根拠を呈示した。(一)この分野では、個人は自分自身の利益を政府よりもよく知っている。(二)個人は、政府が個人のためになし、あるいは意図するよりも、もっと熱心に巧妙に自分の利益を求めて働く。(三)政府の干渉とは、直接の強制かまたは課税をつうじての間接の強制を意味する。そして強制は『苦痛』をふくみ、したがって悪である。」<sup>4)</sup>とした。こうしたベンサム主義は、一八二六年のミルの精神的危機以降、ミル自身がベンサム主義に批判的となつた後においても、なおミル自身の中に生きつづけ、その政府職務論の中核を形成することになつた。

ミルによれば、政府の職務には、「必要的職務」(the necessary functions)と「隨意的職務」(the optional functions)とがあるというが、ミル自身によつてさえ、両者の区分は明確ではなく、ただ「必要的職務」をもつて、単に暴力と詐欺からの保護に限定することは當を得ておらず、「一般の便宜」となるものは、すべて「必要

的職務」と考えるべきであるとして、幼年者・狂人・低能者の保護、造幣事業、度量衡標準の規定、舗装・照明・道路清掃、港湾の施設または改良、燈台の建設、測量、堤防の築造、河水の氾濫を防ぐ土手の工事などを「必要的職務」に属するものとしてあげているが、これらの多くは、「随意的職務」としても論じているなど、ミル自身によって事実上、両者の区別は破棄されている。ミル自身「政府の必要的職務を列挙せんとするに当って見出すことは、これが案外複雑多岐であつて、はつきりした劃線を引くことができないといふことである。」<sup>5)</sup>としており、いわば「政府の職務にして、政府の觀念と密接離るべからざるもの」を「必要的職務」となし、「かかる職務とは別に、果して政府の職務となすべきや否やにつき、議論のある職務」を「随意的職務」と規定しているにすぎない。したがつてミルのこの区分は極めて観念的であり、また曖昧であるといわざるをえない。この曖昧性は、ミルの経済政策論の本質である折衷主義・社会改良主義から実は由来しており、労資の対立および副次的対立となつたとはいへ資本家地主の対立が激動していた一八四〇年代においては、産業資本の政府に対する諸要求もまた細部においては確定することができず、現実の転変に依じて、如何様にも直ちに対応できるだけの余地、すなわち曖昧性を残しておくことが有利であつたからでもある。こうしたミルの経済政策論に要求されていた産業資本の要求を、ミル自身主観的には、必ずしも明確には意識していなかつたことは、次のミル自身の言葉にも表明されている。すなわちミルは曰く「政府の職務として認められるところのものは、頗る広範囲に亘つてをり、或定義を以てこれを限界することは容易でない。この種の職務のすべてに共通せる正当の根拠としては、一般の便宜といふ根拠よりほかに、まづあり得ない。政府の干渉を制限する普遍的規則としては、ただ單純な漠然たる規則あるのみ。すなわち、政府の干渉は、多大の便益を齎す場合のほか、これを行ふべからざることである。」<sup>8)</sup>という。けだし「必要的職務」と「随意的職務」とを區別する基準として、ミルは「一般の便宜」とい

う言葉を採用しているが、かかる「単純な漠然たる規則」は、ほんらい「規則」ともなりえないものであり、その政府職務論は経済政策論の曖昧性・折衷性を隠蔽しようとするものでしかない。そしてミルは、政府の「必要職務」のうち「極めて重要にして、ここに考察するを要すべきもの」として、「第一、政府がその存立の条件たる収入を徴収するためにとる方法。第二、政府が『財産』および『契約』なる二大題目に関して規定する法律の本質。第三、政府がその法律を一般に勵行するための制度すなはち裁判所および警察の長短<sup>9)</sup>」をあげているが、第一の点は租税論であり、第二および第三の点は法律制度論就中私有財産制度論および自由競争制度論となっている。したがって租税論ないし公債論を別にすれば、「政府の普通の役目とその経済的効果」〔経済学原理〕第五篇第八章）という政府の「必要的職務」論は、政府による生命・財産の保護の問題から始め、重税の阻止と法律・司法制度の整備に及んでいるが、その真の狙いは私有財産制度の擁護にほかならない。勃興しつつある労働者階級と社会主義勢力に対抗して、資本家階級の私有財産を擁護することは、ミル経済学の最大の論点の一つをなすものであった。しかしミルの私有財産制度擁護論は、社会改良主義の立場からのものであった。ミルは生産法則と分配法則とを峻別して、生産法則は超歴史的な永遠不変の物理的法則に従うものとして、資本主義の永遠不変性を表明する一方、分配法則は歴史的な社会法則に従うものとして、資本主義の可変性を表明している。両者は分断され、竹に木をついだように、文字通り接木されたものとなっており、折衷にすらなっていない。にもかかわらず、ミル自身はその「経済学原理」の特質を「本来別物である所の『富の生産』の諸法則と、『富の分配』の諸法則との区別を明かにした点に在る。」<sup>10)</sup>として曰く「即ち前者は物の性質に依存する真の自然界の法則であり、後者は一定の条件に制約されて、人間の意志に依存する法則なのである。然るに月並の型の経済学者は、これ等の両者を混同して、経済的法則なる名称の下に一括し、人力を以ってしては到底破る事も、変更する事も出来な

いものと思ひ込んでゐる。……併し私の経済学はこれ等の諸条件（労賃・利潤・地代を決定する諸条件のこと——引用者註）をば究極のものとして取扱はない事に於て、実は範を垂れたものである。私の経済学は、自然界の必然性に基くものでなく、現存の社会制度と結び合つた必然性に基く所の経済上の諸法則をば、単に暫定的なもの、従つて社会改良の進歩に依つて非常な変化を蒙るべきものとして取扱つてゐるのである。」<sup>11)</sup>と自負さえしてゐる。ミルの生産法則と分配法則とのこうした区別が誤りであることはいうまでもないことであるが、とにかくミルはこの特異な分配論（「経済学原理」第二篇）を、財産論から展開し、共產制と私有財産制との比較を通して、「ともかく、人間がゆきつく結局のところを限定することはできないが、しかし次のやうに断言することはできやう。曰く、これからさきも永く、経済学者のかかはるおもなる問題は、私有財産と個人の競争とに基づく社会の生成発展の諸条件といふ問題であらう。また曰く、人間の向上の現段階に於ては、私有財産制を顛覆せず<sup>12)</sup>にこれを改良し、この制度の恩恵を社会の全員にじゅうぶんわかつことを以て、おもなる目標とすべきものである。」という結論に達してゐる。したがつてそのためには政府は何を為すべきであり、そしてまた何を為すべきではないかが、政府の「必要的職務」の問題の一つとしてとりあげられねばならないという。そしてそのためには重税を改め、法律制度・司法を整備せよとするのである。そしてとくに相続に関する立法にミルは関心を集中して曰く「抑々一国の民法のうち、経済上最も重要なものは（奴隸・農奴および自由労働者の如き労働者の身分を規定するものに次いで）『相続』および『契約』の両題目に関するものである。」<sup>13)</sup>と。相続は私有財産制度の問題であり、契約は自由競争制度の問題であるが、両者の関係は、ミルに於ては「私有財産の支配の下に於て、生産物の分配を決定するものは、『競争』と『慣習』との二作用である。」<sup>14)</sup>というように、私有財産制度が根本であり、その前提の下で、自由競争と慣習とが分配を決定するとしてゐるだけに、まず何よりも先に私有財産制度の問題

としての相続に関する立法が採りあげられねばならないとするのであった。

そしてミルは、相続についても、その折衷主義・社会改良主義の立場から、相続権の制限を主張している。

「すなはち、原則として遺贈の自由を認め、ただしその制限として、左の二項を置く。第一に、もし子孫ありて、自ら生活を維持する能はず、国家に負担となるべきときは、この負担に等しき額をば彼らのために取除き置くことを要する。第二に、何びとといへども相続によって過度の独立額を受くることを得ず。無遺言死亡の場合に於ては、その財産は悉く国庫の有に帰す。ただしこの場合、子孫に対し国家は正当なる給養をなすべし。すなはち国家は、親または祖父のなすべかりし程度の給養をば、その子孫の境遇・能力および生立模様を斟酌して、与ふべきものである。」<sup>15)</sup>と、いうのである。そしてイギリスにおける不動産の長子相続制にも、フランスの均分相続制にも反対し、さらには世襲財産制の廃棄を主張する。何故ならばミルによれば「およそ法律が、恰も強制の制度の場合の如く、個人の死去の際のみならずその存命中に於てもその私事に権柄づくの干渉をなすが如きは、無用のことである。親がその相続者たちの法律上の権利を贈与その他の生前譲渡に仮託して無視せんとするとき、法律これを妨害するが如きは無用のことである。」<sup>16)</sup>としたからである。

しかし相続に対するこの不干渉主義と前述の「何びとといへども相続によって過度の独立額を受くることを得ず」という干渉主義とは、明らかに矛盾している。この論理の矛盾をミルは全く無視している。いいかえればミルの折衷性・曖昧性は、こうした形で、その相続論Ⅱ私有財産制度論にも浮び上がっている。

つぎに契約論Ⅱ自由競争制度論としては、ミルは組合法と破産法をとりあげるが、これまたその社会改良主義・折衷主義から導き出されてきたものにすぎない。ミルは曰く「社会を絶対的に二つの団体、すなはち幾千を以て算ふる労賃支払者と幾百万を以て算ふる労賃受領者とに分つところの産業経済は、宜しく無限に永続すべき

ものでもなければ、また無限につづき得べきものでもない。而して、この制度に代ふるに一の依存なき結合を以てし、組織的敵意に代ふるに利害の一致を以てすることの可能如何は、一にかかつて『組合主義』の将来の發展如何にあるものである<sup>17)</sup>と。そしてこの組合主義に基づく組合として、ミルは有限責任会社をあげており、このなかにさらにフランス法によるいわゆる無名会社 (société anonyme) とイギリスの特許会社 (chartered company) と合資会社との三つがあるという。けだしミルによれば株式会社の形態にある大資本のみが独り發達・強大となることは、自由競争に反するのみならず、さらには危険な勞資の対立を激化せしめるから、これを是正するためには中小資本による組合II有限会社の發達を育成すべきであるとする。そしてこれに政府が干渉することは、政府の「必要的職務」であり、自由競争制度の改善になるというのである。しかしこうした「組合主義」が、社会改良主義であり折衷主義であり、また勞資の協調をも目的とするものであることはいうまでもない（なおいわゆる協同組合主義は、ロバート・オウエンの發想になるもので、すでに一八四四年にはマンチェスター附近のロッチデールに織物職工数十人によって消費組合が結成されていた）。

つぎにミルは、詐欺の一形態としての詐欺破産に対する政府の干渉を、政府の「必要的職務」としている。「法律は須らく、支払不能を以て金銭上有利なる投機たらしめてはならぬ。人が他人の承諾なくしてその財産を危くし、事業の成功のときには利潤を壟斷し不成功のときには本當の所有者に損失を転嫁するやうなことをするとき、法律はこれを認容する如きことあつてはならぬ。法律は人をして、その債権者の金銭を恣に費消し去つて弁済不能に陥る方が得だといふやうに考へさせてはならぬ。いはゆる詐欺破産、すなはち偽つて弁済不能と見せるが如き行為ありたるときは、正に処罰すべきものであつて、これは普く人々の承認するところである。」<sup>18)</sup>と。そしてまたたとえ主觀的には詐欺という「悪行」によるものではなく、怠惰・放蕩による破産といえども、その不

正なることは詐欺破産の場合と同断であるという。こうした破産という名の不正・悪行に対しては、よろしく政府は破産法なる法律をもって、これに干渉し、私有財産制度と自由競争制度を確立し、資本主義的取引關係の安定と發展を圖らねばならないとしている。何故ならば「もし法律にして、人々をかやうに行動し得しめ、その悪行の結果を自分を信用せし不運の人々に転嫁し得しめ、かやうにして起りたる弁済不能をば、ただ『不運』と見なして罪惡と見なさないならば、果して商人階級に高き正義・名譽・誠実の精神を期待し得るものであらうか。」<sup>19)</sup>というわけからであった。さらにはまたミルは破産法によって、貸倒れの費用や危険がなくなれば、それだけ生産費が減少するから、消費者の負担も軽くなったり、あるいは利潤が増加するともしている。「この法律（破産法のこと——引用者註）の良否如何は、公德上最も重大なる事柄である。けだし金銭上の正直を保つうへには、法律が頗る有力であつて、良かれ悪しかれ絶大の影響を道德上に及ぼすものである。併しながら、この支払不能といふ問題は、単に経済上のみから見ても、頗る重要なものである。けだし、第一に、人間の経済上の福祉如何は、お互がその約定を信頼し合ふことができるかどうかにかゝるものである。第二に、産業上の危険または費用の一つは、いはゆる貸倒れの危険または費用であつて、この虞なければそれだけ生産費の減少となる。けだし生産上の余計の費用は省かることとなり、随つて、この費用を負担すべかりし消費者（負担の特殊なるとき）または資本利潤（負担の一般なるとき）は、これを免るることとなる。」<sup>20)</sup>と。ミルがかほどまでに詐欺的破産に対する政府の干渉を力説した背景には、一八四〇年代におけるイギリス資本主義の特殊の事情が潜在している。一八四一年—四二年の中間的恐慌から脱出したイギリス経済は、一八四四年から四七年にかけての繁栄期をむかえたが、當時はイギリス綿業のブーム期であると共に、狂熱的な鉄道投資時代でもあり、幾多の泡沫鉄道会社が叢生し、そして破産していった時代でもあったからである。「イギリスと大陸の鉄道系の眞の拡張にもとずき、またこの投

機と関連して、この時期に、ロー（ジョン・ロー、スコットランドの金融家で一七一六年パリに特許銀行を創立したが一七二〇年同銀行は破産した）や南海会社の時代を思わせるような、底ぬけさわぎの投機がはじまった。当の山師が実行することなど夢にも考えず、一般に重役による保管金の利用と株の売出しによる詐欺的利潤だけが問題にされ、成功のみこみなど薬にしたくもないような何百という線路がもくろまれた<sup>21)</sup>のである。まさに一八四五年—一八四六年のイギリスは泡沫鉄道会社の熱狂的乱立期であり、一般大衆はこの泡沫鉄道会社の詐欺的破産の犠牲になっていったのである。こうした歴史的背景から、ミルは破産に対する政府の干渉を強く要求したわけであった。しかしここでもミルは誤りをおかしている。いいかえれば単なる政府の干渉、すなわち破産法によってこうした詐欺的投機が阻止できるとしている、という誤りである。一八四五年夏ピークに達した「鉄道眩惑」と呼ばれた鉄道投機は、実は過剰生産の一兆候にすぎないものであり、したがってこの時の詐欺的破産と投機の真の原因は、過剰生産そのものにあつたのであり、到底、破産法などによって解消しうる性格のものではなかつたことをミルは全く見落している。

- (1) John Stuart Mill; Autobiography, 1875. 西本正美訳「ミル自伝」岩波文庫版 昭和三年 八七頁
- (2) 右同 九一頁
- (3) Henry William Spiegel; The Development of Economic Thought, — Great Economists in Perspective, New York, John Wiley & Sons, Inc, 1952. 越村・長洲監訳「古典学派」東洋経済新報社版 昭和二十九年 一六九頁
- (4) 右同 一七二頁
- (5) John Stuart Mill; Principles of Political Economy, with Some of their Application to social Philosophy, 1848. 戸田正雄訳「経済学原理」第五分冊 春秋社版 昭和二十三年 七頁
- (6) 右同 六頁

- (7) 右同 六頁
- (8) 右同 一三頁
- (9) 右同 一五頁
- (10) J. S. Mill; Autobiography, 1875. 邦訳二八八頁
- (11) 右同 二八八頁—二八九頁
- (12) J. S. Mill; Principles of Political Economy, with Some of their Application to social Philosophy, 1848. 戸田正雄  
訳「経済学原理」第二分冊 三〇頁—三二頁
- (13) 右同 第五分冊 一五八頁
- (14) 右同 第二分冊 七二頁
- (15) 右同 第五分冊 一五八頁—一五九頁
- (16) 右同 第五分冊 一七二頁
- (17) 右同 第五分冊 一七三頁—一七四頁
- (18) 右同 第五分冊 一九三頁
- (19) 右同 第五分冊 一九五頁
- (20) 右同 第五分冊 一九〇頁—一九一頁
- (21) マルクス、エンゲルス『国際評論』、マルクス・エンゲルス選集 大月書店版 第五卷 二三五頁

## 二 政府の随意的職務論の内容と意義

政府の「随意的職務」とは、「その実行が必要の程度には至らず、しかもその職務とさるべきや否やにつき議論あるものという謂である。」<sup>1)</sup>というため、「随意的職務論」は当然、「自由放任主義の根柢と限界」という視角からとりあげられねばならなかった。ということは古典的な自由放任主義が、一八四〇年代のイギリスでは、早くも

行詰っていたということをも意味している。古典派経済学の批判者ミルは、この点についても「かのいはゆる自由放任派の人々は、その苟も政府の役目を限定せんと試みるときには、その役目をば、暴力および詐欺に侵害されざるやう生命・財産を保護するの事業のみに限定する。しかし熟思すれば斯やうな限定には、彼ら当人もその他の何びとも、承服することはできない。」と批判している。とはいえミルと雖も自由放任主義から完全に脱けきることができなかった。すなわち他方では、ミルは干渉主義にも反対している。「人のなさんと欲する行動を妨げ、または人の自ら望ましと判断してなす行動を妨げるといふことは、常にうるさいのみでなく、また心身の能力の或部分を感覚上または行動上つねに退化するものである。個人の良心にして自由にこの法律的圧迫に賛同するやうにでもならない限り、この圧迫は人々を多少とも奴隸の状態に向かはせるものである。禁止的規定にして一般人の良心の賛同を受くるに至り、すなはち善良なる普通人がこの禁止条項をなすべからずと信じをりまたは信ずるに至るべき場合ならばともかく、その他の場合にはおよそ禁止的規定なるものは、その絶対必要なるときのほかは不当といふべきである。」として、「さりながら、政府の干渉にして個人の自由行動を束縛しないものについては、話は別である。」<sup>4)</sup>という。このように「自由放任主義の根柢と限界」についても、ミルはきわめて曖昧な「根柢と限界」しか呈示していない。ミルによれば政府の干渉には、権力的干渉と非権力的干渉の二種類があり、前者は後者にくらべて、その合法的範囲は、はるかに狭小であるという。また政府による権力的干渉は、個人の自由行動を抑制するものであるから、その必要が余程強い場合にのみ認められるもので、普通の場合には絶対に排斥されねばならないという。そして政府の権力的干渉が排斥されるべき「根柢」として、次の四つの理由を掲げている。第一は、強制課税に伴う多大の費用と重苦しい束縛であり、第二は、政府の権力増大であり、第三には、政府の権力的干渉がふえればふえるほど、その履行が粗雑になるというのである。のみならず「人民はそ

の仕事や利益を、政府よりよく会得しよく心配するものである。この諺たるや人生の仕事の大部分を通じて真なるものであって、苟もその真なる限りは、これに反する政府の干渉は悉く排すべきものである。たとへば普通の産業または商業を見渡しても、政府の事業はいづれも劣等であつて、このことは事実の物語るところである。<sup>5)</sup>と締めつけている。第四には、一般大衆が労働・工夫・判断・自制を大いにはたらかすことによつて、共同行為をなす習慣を養うという建前から、政府の権力的干渉や事業は排斥されるべきであるという。なぜならば「およそ知性および才能が、政府部内に高度に保たれてあり、しかも政府以外に於ては涸渇し沮喪してゐるといふ事態ほど、人間の幸福にとつて危険なる事態はない。かくの如き制度たるや、およそ他の如何なる制度よりも完全に、専制政治の觀念を具体化するものである。」<sup>6)</sup>からである。けだし「人民にしてその事柄を政府に任せず自身身の積極的干渉によつて処理するに慣るるにつれ、その欲望は压制へ傾くよりはむしろ、压制の排斥へと傾くやうになる。」<sup>7)</sup>からであるという。そしてこの第四の理由こそ、政府の権力的干渉を排斥する最大の「根拠」であるという。以上の四つの「根拠」に基づいて、ミルは改めて「自由放任主義を以て一般原則とすべし」と宣言する。

とはいへ自由放任主義にも、次の七つの例外があるとミルはいう。したがつてこの七つの例外の場合における政府の干渉こそ政府の「隨意的職務」として認められるべきものであるとする。自由放任主義に対する例外、すなわち政府の「隨意的職務」の第一は教育事業であるという。すなわち「教育こそは、原則として、政府が人民のために備へて宜しきものの一つである。この場合は、無干渉主義の道理に必ずしも支配されない場合の一つである。」<sup>8)</sup>としている。しかし「ここに強く主張すべき事柄が一つある。すなわち政府は初等たると高等たるとを問はずおよそ教育の独占を主張してはならぬ。」<sup>9)</sup>「政府たるものは全人民に対し、或事柄につき教育を受くべししてふ

ことを要求することは差支ないが、しかし、これを受くる方法または先生を規定するやうなことをしてはならない<sup>10)</sup>。」と。このようにミルが教育事業に対する政府の干渉を認めめたのは、一八四〇年代のイギリス産業資本が、綿業・鉄道建設を中心に近代的技術を修得した労働者を必要とするようになったことのみならず、労働力の一般的水準の向上が要求されてきたからである。いいかえればミルにあっては、單純に労働者階級の地位向上といった要求から、教育を重視したのではなく、あくまでも産業資本の側に立っての上での労働力の質の向上という見地から教育事業を重視したのである。技能と知識をもって、労働の生産力を決定する一因としたミルは、労働の生産力を高めるといふ立場から、すなわち社会改良主義の立場から、教育もまた重視されねばならぬものとしたのである。教育による労働力の改良は、明日の利潤増加を約束するものと見做されていたからであつた。

第二には狂人・痴者・幼児・未熟者・奴隸・下等動物など、自分で適当な判断をなさない者については、自由放任主義も根底から崩壊し、政府がこれらに対して干渉・保護を加えるべきであるとする。とくに「児童の場合に於ては、契約の自由は即ち強制の自由にはかならぬ<sup>11)</sup>」から、「未成年の幼児や少年をして過度の労働をなさしむることは、政府はその眼および手のとどく限り、これを防止すべきである。」と幼年の保護を説くが、婦人に対しては、とくに保護を加えるやうなことは、男女間の不平等を是認し、これを増大せしめることにしかならないから、婦人と幼年とを同列におくことは弊害があるとしている。そして「婦人の状態を改良するためには、婦人に向かつて既に悉くまたは一部分開かれてある独立的産業をば閉鎖せず、却つて之に近接しやすからしむることをこそ努むべきである<sup>12)</sup>。」という。第三には、結婚のような永久的契約については、個人の判断が経験に先んじねばならないため、その判断が、後で経験によって覆えされてからも、その契約を取消すことができないというのでは不都合であるから、充分な理由がある場合は、契約解除を認めるべきであり、そのための政府の干渉は

認められるべきものであるという。第四には、独占事業となりやすいガス・水道・舗装・清掃・道路・運河・鉄道のような事業に対しては、その独占の弊害を除くため、政府はこれに干渉し、場合によっては公営事業とした方がよいという。第五には、労働時間の短縮やウェークフィールド式植民主義（植民地における土地所有の制限）などは、個人が唯一人でこれを実現し、有効にすることは不可能であるから、これらに対しても政府が干渉して、それらを有効にし、実現することは認められるべきであるとする。しかしこの点（とくに労働時間の短縮の問題）については、ミルは産業資本家階級に遠慮して、「尤も私は、かくの如き法律を推称せんとの意見をここに述べてゐるものではなく、またかくの如き法律は、未だ嘗て我国に於て必要とされたこともなく、私も現状に於ては逆も之を推薦できないことを信ずるものである。併しながら、労働階級がその利益に関して抱く合意をば、有効なものとするがためには、銘々その競争者が自分と同じコースをゆきつつあると確信することが必要であるが、そのためには法律の補助が必要ではあるまいかといふことの、例を述べたまでである。」<sup>13)</sup>というようにきわめて控え目な表現で述べていることが注目される。第六には、救貧法や植民のようには、個人の行為が、自利のためではなく、他人の利益のためにする行為の場合に於けるこれへの政府の干渉もまた認められねばならないという。というのは救貧制度は、他面では個人の勤勉・自立をそこなうというマイナスの作用もあるから、「私見によれば、窮迫なる強壯者に対しては、その救恤を個人の自発的慈善に任すよりもむしろ、法律を以て確実にこれを養ふ方が、遙かに結構である。」<sup>14)</sup>となす。さらに植民事業も、先見・達識の立法者の下においてなすべきで、これを個人にまかしておくことはよくないという。けだし「植民の事業に政府の干渉するといふ問題は、文明そのものの将来および永久の利害を意味する問題であり、純粹経済上の比較的狭小な限界を遙かに超出せるものである。しかし、この純粹経済上の点からのみ見るも、人口を地球上の過剰のところから未占居のところへ移すと

いふことは、著しく社会に有効であつて、これぞ政府の干渉を最も必要とするものなると同時に、政府の干渉に報ゆるところ最も多きものである。<sup>15)</sup> からであるとする。第七には、地理的または科学的探險・燈台の建造・浮標の設置・学者階級の維持・道路・船渠・港湾・運河・灌漑工事・病院・学校・印刷所の仕事のように、個人では行うことができないがしかし一般の利益にとつては重要な事柄についても、矢張政府が干渉し、政府があえてこれを行う方が望ましいし、また必要でもあるという。

以上、七つの場合をあげてミルは、政府の「隨意的職務」＝自由放任主義の例外として、政府の干渉が行われる方が望ましいものとしているが、その根底に共通して流れるミルの基本的な考え方は、「およそ人類またはその子孫の一般利益のために、または外部からの援助を要する階級の現下の利益のために行ふの望ましきものにして、而も個人またはその団体の之を行ふも報酬を得ることなきものは、政府これを行ふを適當とする。」<sup>16)</sup> というものであった。このように若干の点についての政府の干渉をミルは認めてはいるが、しかしだからといってミルはその個人主義・自由主義を否定し去つたわけではない。基本的にはミルは矢張個人主義・自由主義を堅持しているが、ただ古典的形態でこれを維持してゆくことができず、政府の干渉によってこれを修正し、維持してゆくこととしたにすぎなかつた。したがつてミルによつて認められる政府の干渉は、あくまでも個人主義・自由主義を育成・發達せしめるようなものでなければならなかつたし、そしてまたイギリス資本主義の發達にとつて必要不可欠のものでなければならなかつた。したがつてこれらに反する政府の干渉に対しては、ミルは激しく批判し、反撥する。

(1) J. S. Mill; Principles of Political Economy, with Some of their Application to social Philosophy, 1848. 戸田正雄

			訳「経済学原理」第五分冊	春秋社版	昭和二十三年	六頁
(2)	右同	第五分冊	二四三頁			
(3)	右同	第五分冊	二四六頁			
(4)	右同	第五分冊	二四七頁			
(5)	右同	第五分冊	二五二頁			
(6)	右同	第五分冊	二五五頁			
(7)	右同	第五分冊	二五七頁			
(8)	右同	第五分冊	二六三頁			
(9)	右同	第五分冊	二六六頁			
(10)	右同	第五分冊	二六七頁			
(11)	右同	第五分冊	二七〇頁			
(12)	右同	第五分冊	二七二頁			
(13)	右同	第五分冊	二八二頁			
(14)	右同	第五分冊	二八九頁			
(15)	右同	第五分冊	二九一頁			
(16)	右同	第五分冊	三〇二頁			

### 三 政府の干渉に対するミルの諸批判

「抑々事柄の中には、政府の須らく干渉すべきものもあれば、干渉すべからざるものもある。しかし、たとひ干渉そのものが良いにせよ悪しきにせよ、苟も政府にしてその干渉する主体を諒解せず干渉をなして悪結果を招来するときは、この干渉たるや不都合といはなければならぬ。」<sup>1)</sup>として、ミルは、その主著「経済学原理」第五

篇第十章「謬説に基づける政府の干渉」として六つの場合をあげて、これを批判している。第一は、国内産業保護に對する政府干渉への批判である。「内国産業の保護とは、国内に於て産出し得らるる如き外国品の輸入を禁じまたはこれに重税を課してその輸入を沮喪すること」<sup>2)</sup>であるから、重商主義理論をその背骨としている。しかしこのような重商主義的封鎖政策は、綿工業と鉄工業を中心に、世界の工場となりつつあったイギリス産業資本にとっては桎梏となり、一八二〇年ロンドンの商人が財政的目的範圍以外の関税撤廃を議會に要求したのを契機として、自由貿易運動が燃え上った。自由貿易政策は、原料を輸入し製品を輸出し、そしてそのための植民地獲得を狙うイギリス産業資本にとっては必要不可欠の要求でさえあった。そのため一八二二年の航海条令の改正、一八二四年以降のヨーロッパ大陸諸国との互恵条約の締結および関税改正がおこなわれた。つづいて穀物条令の撤廃をめぐる地主と産業資本家との対立は激化したものの、一八四六年六月二六日自由貿易論者ヒール (Sir Robert Peel II 1788-1850) によって穀物条令は廃止され、産業資本家の要求する自由貿易政策が拡大されることになった。しかしイギリスにおける自由貿易政策の完成は、一八五三年および一八六〇年グラッドストーンによる関税の引下げないし撤廃までまたねばならなかった。したがってJ・S・ミルが「経済学原理」を公刊した一八四八年頃は、まさに自由貿易政策完成への過渡期にあり、地主対産業資本家の対立が、保護貿易対自由貿易という形で白熱化していた時代でもあった。ミルは勿論産業資本家の側に立つて自由貿易を主張し、国内産業の保護に對する政府の干渉を強く排斥した。この点に關してミルは六つの論拠をあげている。(1)「この問題(外国の産業を扶養せずその代りに自国の人々および産業を雇用すべしという重商主義理論のこと——引用者註)は自国人を雇用するか他国人を雇用するかの問題ではなくて、自国人のどの階級を雇用するかの問題である。輸入品の代価として直接または間接に支払はるるものは、常に自国の生産物である。しかもこれがために、産業はその生産力を増

大する。」<sup>3)</sup>から、まず一般的に言っても、自国産業保護を第一義として、政府が貿易に干渉することは誤りであるという。(2)国民生活や国防上の観点から、保護貿易論者は他国の援助を仰ぐべきではないとしているが、「然るに今日に於ては、イギリスの船舶および水夫は、他のいづれの国にも劣らず低廉に航海をなし得るに至り、他国自らの貿易に於てさへ、是ら他の諸海国と対等の競争を保ち得るに至つた。随つてかの航海条令は、嘗ては目的上妥当とされたりしも、今日にては最早その必要なく、自由貿易の原則に反するこの不快なる例外は、もはや存続の理由を失つてしまつた。」<sup>4)</sup>としている。(3)保護貿易論者はまた食糧を外国に依存すべきではないというが、「一国にしてその食糧の供給を最も広大なる地面に仰ぐはこれとりもなほさず、最も確實最も豊富にこれが供給を受くるものである。一時に世界中あらゆる国々と戦争をなすといふが如き實際あり得べからざる危険を慮りて政策を定むるやうなことは、まことに笑止千万である。」<sup>5)</sup>とミルはいう。(4)保護貿易論者H・C・ケアリは、生産地と消費地が近ければ運送費の節約となるという観点から保護貿易を主張するが、「今もし商品にして二重の運送費のかかるにも拘らず外国に於てその国産品を以て購買せるとせんか、この事實は何を物語るものかといふに、この運送費たとひ重くともそれにもまして生産費の節約となり、その国総体の労働の生ずる報酬は、この商品を国内にて生産する場合よりも良好であるといふことを物語るものである。」<sup>6)</sup>として、ミルは反論している。ただし運送費のマイナスを上回る生産費の引き下げというプラスが、自由貿易によって実現できるから、国内産業保護を目的として、貿易に対して政府が干渉することは撤廃されねばならないというのである。(5)同じくH・C・ケアリによれば、農産物輸出国は地味を運び出すのに、遠方の消費者はこの養分を返さないというが、ミルはこれに対しても、自由貿易の結果生産費が節約され、その節約高が肥料費と運送費の額を上回るようになれば、肥料が輸入されるようになるから、これをもって自由貿易に反対する論拠にはならないという。(6)植民地および

従属国に対して、その本国との貿易以外、その貿易を禁ずる政策もあるが、こうした貿易政策の結果は「総体的に見れば、世界の生産力は減少し、而も本国の利するところ多からず、これにひきかへ植民地は、莫大の損失を蒙る。」<sup>7)</sup>から、これまた廃止さるべきものであるとする。このようにミルの国内産業保護説に対する批判は、重商主義批判となり、保護貿易論批判となり、自由貿易論の展開となっている。

ミルが「謬説」の第二としてしているのは利息制限法である。契約に対する政府の干渉の一例としてとりあげているわけであるが、ミルによれば利子率は、資本の需要・供給という自然の働きによって決定するものであるから、これに対して政府が干渉するのは誤りであるというのである。何故ならば利子を低く制限すれば、貸手のうち一部の者は、その資本を法定利子で貸付けるよりも、さらに需要の差し迫った時に貸出した方が有利と考え、その資本を全然貸出さないうちなるから、それでなくとも少ない貸付資本はいっそう減少し、その結果かえって利子率を高めることになるからであるという。およそ人間にして、自分のことを自分でする法律上の能力をもつ者である限り、その金銭上の利益を自ら守り得る者と認むべきで、こうした個人の契約にみだりに政府が干渉することは拒否さるべきであるとするのである。

「謬説」の第三として、ミルは商品の価格決定に対する政府の干渉、すなわち価格の公定ないし統制にも反対する。その代表的な一例として食糧の価格引下げについて、ミルは曰く「食糧の平均価格は恰も他の商品のそれと同様、生産費と普通利潤との合計によって定まるものである。随つてもし農夫にして、この程度の価格を得る見込なしとせんか、農夫は苟も法律の強制なき限り、自家消費分より多くの高を生産しようとはしないであらう。」<sup>8)</sup>と。そしてとくに「一方に於て通貨を無数に散布して置きながら、他方に於て物価を下落しようとした。一体かやうなことは、純然たる恐怖政治の下に於てでなければ、行ひ得らるるものではない。」<sup>9)</sup>と非難している。

「謬説」の第四は専売Ⅱ独占であるという。といつてもここでミルがいう専売とは、政府自身が専売事業をおこなうことを意味しているのではなく、政府が民間の一部の者に専売権Ⅱ独占権を与えることを指しているのである。「人為を以て騰貴を来す普通の方法は、専売これである。一名または一団の生産者または商人に対し、専売権を与ふるといふことは、これとりもなほさず、商品に対する公衆の購買心を失はせないほどの租税を私利のために公衆から取立つるの権をば、彼ら生産者または商人に与ふるものにほかならぬ。<sup>10)</sup>」からであるという。のみならず独占の弊害がおこり、怠惰・無能の結果改良もなされず、消費者の負担は重くなるとミルは非難している。いかえれば商品の価格決定や販売権に対しては、政府は干渉せず、いわゆる自由競争に委ねるべきであるというのである。

「謬説」の第五は、労働者の結合を禁止する法律であるという。ミルは「労働階級にして相結んで一般の労賃率をたかめまたは維持するといふことができるならば、これぞ処罰するどころか却つて歓迎すべき事柄なること勿論である。<sup>11)</sup>」としている。にもかかわらず他方では「然るに不幸にして、かくの如き結果は、この結合の方法を以てしては逆も実現不能である。<sup>12)</sup>」という悲觀的結論に達している。このミルの矛盾の根本原因は、ミルがリカードから受け継いだ賃金基金説の誤謬に由来している。ミルは曰く「随つて、労賃は主として、労働の需要と供給によつて定まる。すなはち人々の屢々いふやうに、人口と資本との割合によつて定まる。茲に人口とは、ただ労働階級の人数、或はむしろ、雇傭労働者の人数のみを謂ふ。また、ここに資本とは、ただ流動資本のみを謂ふのであるが、しかもその全部ではなくて、労働を直接購入するに費さるる部分のみを謂ふのである。……およそ労賃は、資本と人口との割合によつて定まるのみならず、競争の支配下にては決して他の事情に影響さるるものではない。労賃（もちろん一般の率を指す）は、労働者を備ふに用ひらるる基金の総額の増加するか、または備は

れんための競争者の減少するかでない限り、決して騰貴するものではない。また労賃は、労働者に支払ふための基金の減少するか、または支払を受くべき労働者の増加するかでない限り、決して下落するものではない。」と、その賃金基金説を述べている。ここでいう「基金」とは、一定の生産期間中資本家が労働者の雇備に対して前払する賃金のことであり、固定したものと考えられている。したがって賃金の大小は、この固定した「基金」と労働人口との割合から決定されるとするのであるから、労働賃金の上昇は、この「基金」が増えるか、さもなければ労働人口が減る以外にはおこりえないということになる。したがって賃金基金説にもとづけば、一切の労働運動は全く無意味なものとされてしまふわけである(そのためミル自身も晩年には、この賃金基金説を放棄した)。<sup>14)</sup>にもかかわらず何故ミルは「労働組合乃至ストライキをば、本来絶対に不可なるものなりとして斥け去ることは、非常なる誤である。」とさえするのであろうか。その理由はミルによれば、何事も「相場」というものは「市場の駆引」によって定まるものであるから、労働賃金という「相場」を定めるに際して、労働者が「駆引」をすることも「必要なる手段」であるからであるという。ミルは曰く「おもふにおよそ労働組合の如き性質を有する労働者の結合は、労働市場の取引の自由を妨ぐるどころではなく、却つてその自由上、必要欠くべからざるものである。けだしこの種の結合は、労働の売手をして競争制下の自己の利益をまもり得しむるに必要な手段である。」<sup>15)</sup>と。いいかえればミルによれば、労働運動は「駆引」以上のものではないのであり、ここにミルの労働問題に対する折衷主義・社会改良主義があますところなく露呈されているというべきであらう。こうしたミルの「経済学原理」に対し、労働者階級の側からヨット・ゲオルゲ・エッカリウス(J. G. Eccarius)によつて、「労働者のジョン・ステュアート・ミル『経済原論』反駁」(A Workingman's Refutation of J. S. Mill, Commonwealth, 1866 Nov.-1867 March, do., Eines Arbeiters Widerlegung der national-ökonomischen Lehren John Stuart Mills, 1869)

が発表されている。

本書の劈頭においてエッカリウスは曰く、「ミル氏がブルジョア経済学の通常の水準以上に出でゐると思はれる少数の痕跡も、浅薄であり、何等確固たる推論を有しない。斯の如くして彼は、労働者階級は最早傀儡になされ得ない確信に到達した、然し此の労働者階級こそ現代ブルジョア社会を人間的社會に変形するの使命を有すること、此の事については——我々は後に彼の救済策から知り得るであらう如く——彼は最も漠然たる予感すら有しなかつたと思はれる。」<sup>16)</sup>とミルを批判している。

さて、「謬説」の第六としてミルがあげているのは、政府によるところの「意見またはその発表に対する制圧」である。いいかえれば言論の自由であるが、ミルの論拠は「けだし人心にして法律または輿論におびやかされ、その能力を最も重要な問題について自由に用ふることを妨げらるるときは、人心は愚鈍となり、やがて普通の生活上の事柄に於てすら多大の進歩をなし得ざるに至り、愚鈍のさらに甚しくなればそのすでに得たるところのものをも段々失つてゆくのである。その実例としては、かの宗教改革後二世紀の間における、スペインおよびポルトガルほど著しきものはない。ヨーロッパの大抵の国々は一路向上の途を辿つたのに、この両国だけはその富強に於ても物質文明に於ても、衰退していつたのである。その原因としては、色々挙げられてゐるが、その根本的のものとはただ一つあるのみであつて、すなはちかの異教徒糾問と、その結果としての精神的奴隸制と之である。如上の真理は極めて広く承認せられ、言論の自由はすべて自由国にては自明の理として認められてゐる」<sup>17)</sup>というわけからであつた。したがつて何時の時代また如何なる国においても、言論の自由に対して、政府が干渉するよ  
うなことは絶対に排斥されねばならないという。そしてミルによれば言論の自由に対する政府の干渉は、「如何なる繁栄にも有害であるが」として、とくに「經濟上の繁栄にも頗る有害である」としており、資本主義の発達<sup>18)</sup>

と言論の自由との関連を指摘している。とはいえその指摘は、ミルにあっては未だ暗示的な範囲にとどまるものでしかなかった。

- (1) J. S. Mill; Principles of Political Economy, with Some of their Application to social Philosophy, 1848. 戸田正雄 訳「経済学原理」第五分冊 二〇一頁
- (2) 右同 第五分冊 二〇二頁
- (3) 右同 第五分冊 二〇五頁
- (4) 右同 第五分冊 二〇八頁
- (5) 右同 第五分冊 二〇八頁
- (6) 右同 第五分冊 二一二頁
- (7) 右同 第五分冊 二一六頁
- (8) 右同 第五分冊 二二五頁
- (9) 右同 第五分冊 二二六頁
- (10) 右同 第五分冊 二二八頁
- (11) 右同 第五分冊 二三二頁
- (12) 右同 第五分冊 二三二頁
- (13) 右同 第二分冊 二四八頁—二四九頁
- (14) 右同 第五分冊 二三六頁
- (15) 右同 第五分冊 二三六頁—二三七頁
- (16) マルクス・レーニン全集 第十六卷 昭和六年 改造社版 六九頁
- (17) J. S. Mill; Principles of Political Economy, with Some of their Application to social Philosophy, 1848. 戸田正雄 訳「経済学原理」第五分冊 二四〇頁—二四一頁
- (18) 右同 第五分冊 二四〇頁